

「憲法のつどい」によう参加を

改憲に前のめりの首相・与党……今国会で発議も

安倍首相は二〇一七年の自民党の仕事始めで「憲法施行から七十年の節目の年でもあり、新しい時代にふさわしい憲法はどんな憲法か。今年は議論を深め、形作っていく年にしていきたい」と述べ、年頭会見でも「戦後のその先の時代を切りひらく次なる七十年を見据えながら、未来に向かって、今こそ新しい国づくりを進める時だ」と強調している。

一月二十日開会の通常国会施政方針演説でも、「新しい国づくり」を強調し、改憲案を提示するために憲法審査会で議論を進めることが「全ての国会議員の責任」とまで述べている。自民党二階幹事長も「時代に合わせて憲法を変えていくことが求められている」（今国会での改憲発議も）状況を見て判断する」と発言するなど、政権幹部の前のめりの姿勢が際立っている。

しかし、首相も与党も「新しい国づくり」というものの、現行憲法のどこが問題で、どう変えなければならないのかは一切口にしていない。安倍首相は、「自民党は、改憲案をお示ししている」と繰り返し述べており、その内容は十分に警戒しなければならない。自民党憲法改正草案（二〇一二年）これは、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とした第九条「項を削除し」「国防軍」創設を明記するとともに「公益及び公の秩序」の名で基本的人権の大幅な制約を可能にするなど、「憲法によって権力を縛る」という立憲主義を全面的に否定するものにほかならない。

しかし、多くの国民は改憲を求めている。「毎日新聞」一月二十二日の世論調査では、現行憲法について国会で改正の議論を「急ぐ必要はない」との回答は五六％で、「急ぐべきだ」の三五％を上回っている。

安保法具体化……殺し殺される危険が現実

施政方針演説で安倍首相は、日米同盟の一層の強化を宣言したが、安保法制（戦争法）の本格的運用が加速している。南スーダンPKO（国連平和維持活動）での自衛隊への「駆け付け警護」の新任務付与、海外の「戦闘地域」で自衛隊による米軍への兵站（へいたん）を実施するための新日米物品役務相互提供協定（ACSA）締結、平時から自衛隊が米軍を守る「武器弾薬防護の「運用指針」の決定などである。これらに共通するのは、海外で戦争している米軍などに対し、いつ戦闘が起るかわからない戦闘地域で兵站などの軍事支援を可能にしていることである。

しかし、昨年十二月の国連人権委員会の調査団や、国連の公式文書は南スーダンが事実上の内戦状態にあると繰り返し指摘している。PKOの軍司令官代理も「和平合意が維持されているとは言えない」、ジュバの治安状況は「予測不可能で非常に不安定」と述べている。

安保法制具体化で医療機関・医療従事者が動員されることも重大である。すでに、民間医療関係者を巻き込んだ日米共同演習で医療支援の実戦訓練が行われている。医療分野での動員は、医療従事者の生命を脅かし、通常の医療提供体制にも影響を与える。

現代版の治安維持法……共謀罪国会提出か

政府は、通常国会に「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「組織犯罪処罰法改正案」提出を狙っている。過去三度廃案になりながら、

四度目は共謀罪の名称を「テロ等準備罪」に変え、対象になる団体を「組織的犯罪集団」に限定するから一般人には無関係と説明しているが、以前の法案修正を反映させただけというものだ。すでに日弁連・愛知県弁護士会など各地の法律家団体が反対声明を出している。

共謀罪の最も危険な本質は、犯罪は行為であり、思想や言論は処罰しないという近代刑法の根本原則を覆すことにある。幅広く一般犯罪について「共謀」段階から処罰の対象にするものである。犯罪の計画や相談、合意をしただけで処罰することは、警察をはじめ国家権力が日常的に国民を広く監視することになる。共謀罪は、憲法の基本的人権の尊重との関係で、重大な問題を生むことになる。

日本ではすでにテロ防止のための条約を締結し、国内法も整備しており、新たに法整備を行う必要性は何もない。しかし、安倍首相は、「法を整備しなければ東京オリンピックをできないと言っても過言ではない」と「共謀罪」法案の成立を強調している。しかしこの論理はおかしい。平和なうちにオリンピックが行われるためには、日本がテロの標的にならない国づくりが基本。九条による平和の構築が最大の防衛ではないか。トランプ大統領の下で、アメリカとの軍事同盟強化が最大の危険といえる。

「共謀罪」は、モノ言えぬ監視社会をつくる、現代版の治安維持法であり、断じて提出・成立を許してはならない。

立憲主義・国民主権など憲法の原則を踏みこむ暴走政治は、憲法・経済・社会保障などあらゆる面でますます強められており、これを食い止めることが喫緊の国民的課題となっている。平和と民主主義を守る国民運動との共同が私たちにも求められている。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
「あいち医師・歯科医師九条の会」は愛知県保険医協会と共催で、「憲法のつどい」を三月四日に北川善英氏を迎えて開催する（左囲み参照）。



講演会ご案内

愛知県保険医協会・「あいち医師・歯科医師九条の会」共催
「憲法のつどい」

★とき 3月4日(土)午後3時～5時

★ところ 名古屋クラウンホテル 1階「錦」
(名古屋市中区栄 1-8-33、地下鉄伏見・徒歩5分) ※協会伏見会議室ではありませんのでご注意ください。

★テーマ どうなる憲法、どうする憲法
～2017年の情勢と私たちの課題～

★講師 北川 善英 氏
(横浜国立大学名誉教授)

2016年参院選を経て、安倍内閣は改憲実現をいっそう加速しようとしています。これに対して、「改憲を許さない」「安保関連法の具体化を許さず廃止を」などの広範な市民運動が展開されています。

2016年参院選挙後の安保法制・憲法問題の動向や、改憲を許さないための課題について、立憲主義・民主主義をどう理解するかを含めて北川氏にご講演をいただきます。

★参加費 医師・歯科医師 1000円、一般市民 500円

緊急事態条項は

「立憲主義」の転換

医師九条の会がつどい

「あいち医師・歯科医師九条の会」は、第二十二回の憲法のつどいを九月二十四日（土）、協会伏見会議室で開催、医師や市民ら四十八人が参加した。

講師には、三宅裕一郎氏（三重短期大学法経科教授）を迎え、「どうなる憲法、どうする憲法——二〇一六年国政選挙後の私たちの課題」と題して講演をいただいた。



三宅氏は、憲法とは私たちの基本的人権の保障を究極的な目的として、そのために国家に必要なことをさせ、余計なことをさせないことを義務付けるものだとして「立憲主義」の重要性を説明。これに対し、自民党の改憲草案は憲法尊重・擁護の義務を国民に課しており、「立憲主義」と真逆のものになってしまふと強調した。

続いて安保法制の危険性について、政府が「後方支援」と呼ぶ「兵站」は、本来軍事作戦の成否を決定づける重要なものであり、安保法制で拡大された兵站活動に従事することになる自衛隊員のリスクは一層高まるとした。また、有事関連三法によって民間部門も軍事に組み込まれていくとして、医療従事者などとは有事の際に「業務従事命令」が課され、自衛隊員と同じく他国に協力を求められたり、「物資保管命令」によって製薬会社から医薬品や輸血用血液などが卸せなくなることもあるとした。

憲法「改正」議論で取りざたされている緊急事態条項については、大統領緊急令の乱発からナチスの台頭に繋がり、憲法自体が瓦解したワイマール憲法の例を示し、市民の権利を一時的に停止し、国家に権力を集中・一元化することは「立憲主義」のベクトルの転換になると強調。政府は緊急事態条項について「災害などの有事の際に」と言うが、日本にはすでに様々な災害対策法制が存在し、政府が有効な措置を取れないのは、単に政府の準備不足によるものだと言った。

最後に、どんな理由があったとしても、ひとたび拳を振り上げてしまえば自分と同じ生身の誰かが殺し殺される現実が生まれるとし、「戦争」を私たち自身の問題として捉え直すことが大切だと述べた。

「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュースバックナンバーや、愛知県保険医協会の平和を求める取り組みは、愛知県保険医協会ホームページに掲載していますので、「ご覧ください」。

<http://aichi-hkn.jp/>



病んだ民主主義を正す「立憲主義」

愛敬教授が講演

保団連東海ブロック（愛知・岐阜・三重・静岡の四協会で構成）は、十二月十八日に協会伏見会議室でブロック会議を開き、記念講演に「安倍改憲のもとで日本国憲法の価値を考える」のテーマで愛敬浩二氏（名古屋大学大学院法学研究科教授、九条の会世話人）を迎えた。

愛敬氏は、英国のEU離脱の国民投票（リファレンダム）や米国大統領選を例に挙げて、戦後欧米諸国が築き上げてきた寛容さや差別否定などを主な特徴としたリベラル・デモクラシーが揺らいでいるとした。その指標として、世界の資産保有額の上位六十二人の総資産が下位五〇％（三十六億人）の総資産に匹敵するようなスーパリーリッチの台頭など、グローバルな規模での格差社会が当初指摘された以上の速さで広がっていることを挙げた。また、トランプ次期米大統領が、富豪や軍人などを閣僚に重用しており、日米安保にとって重大な局面にあることを指摘した。

愛敬氏は、憲法の立憲主義は、十七、十八世紀の市民革命を経て立憲主義（諸個人の基本的人権の保障、国家権力の濫用防止）が形成されたとした。

日本国憲法をめぐっては、憲法制定当時を振り返り、日本がアジアで再び侵略と植民地支配を犯さないことを出発点としたこと、「九条に代表される平和主義」「国民主権」「市民的自由」「二五条に代表される生存権」が戦後日本の歩みの基本と述べた。

日本の今日的な問題として安倍政権のもとでの改憲について、「強い国家」を指向して自衛隊を真正正銘の軍隊として海外派兵を狙い、専守防衛・非核三原則・武器輸出三原則・防衛費GNP一％枠などにみられる「小国主義」を克服しようとしている下で、改憲が行われようとしていると指摘し、新自由主義的構造改革や教育改革などとも連動して、憲法が保障してきた社会権の弱体化や社会の分断などが生じていると述べた。そして、安倍政権は戦後レ짐ムからの脱却を謳って、日米同盟強化や集団的自衛権行使を進め、明文改憲と解釈改憲とがそれぞれ具体化されようとしているとした。

憲法「改正」をめぐって、法律改正でできるものは法律改正で対応すべきとし、それでも憲法改正が必要な場合は、政府がこれまで許されなかった事柄を可能にするために行われるべきで、現状を肯定するための改正はあり得ないと断じた。

最後に、憲法「改正」は、改憲成立要件の国会での三分の二を獲得する可能性のある政党の提案を国民が判断することになるとして、自民党改憲草案（二〇一二年）と現憲法と、どちらがいいかを冷静に選ぶことが必要と結んだ。

質疑の中で、立憲主義と民主主義の関係について問われ、愛敬氏は「違う意見は聞かないなどの現在の政治の現状では、民主主義は病んでいるとも言え、立憲主義はこの病を正す機能を持つ」と述べた。